

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 生活道路である市道五一三七号線で、歩行者・自転車利用者が交通事故の危険に遭わない具体策を取ってください。

市道五一三七号線は、元々生活道路で交通量も多い道路です。歩道幅

二・五メートルと狭く、現在でも自転車・歩行者が併走し危険な状態です。

大店立地法に基づく説明会でも、質問・意見が市道五一三七号線に関して集中しました。交通弱者である自転車、歩行者へ、より一層の安全対策を講じるよう具体案を明示してください。

参考「開業後沿道利用者の交通安全に配慮すべき主な施設等」

市立諏訪小学校の通学路、市立東中学校の自転車通学路、市役所、キラリ ふじみ（市民会館）、総合体育館、中央図書館、市民福祉活動センター「ぱれっと」、健康増進センター（医師会第二休日診療所併設）市立第三保育所、市立第五保育所、北原幼稚園、すすく保育園、市民プール、路線バス停留所

来店・帰宅経路図及び交差点評価（図4 1）は、現実を正しく反映していません。私たちの住む富士見ニュータウンは、届出施設と隣接し、二五四バイパス無料化以前から、渋滞時のう回路・抜け道として、並行する市道五一三七号線が利用されていました。「（仮称）ららぽーと富士見」開業後も一層の交通集中が予測され、本件経路図から除外されていることは、現実的ではありません。交通渋滞を回避するため、経路図を再検討してください。

市道五一三七号線に接した出入口9は、富士見ニュータウン西部地域からの車両誘導口となり、交通環境の悪化の要因となるため、閉鎖案も含め、

運用方法を再考してください。当該届出書に伴う説明会でこの出入口は初めて車両用であることが判明しました。しかも前項の通り来店・帰宅経路図にも記載がありません。従来より、交通への危険が問題視され、設置者は、住民への説明会では「設けない」、その後「近隣住民のための歩行者・自転車専用」入口にするとしています。今の計画のままだと最悪の混雑状況となり車での外出、緊急車両の出勤にも影響が予想されます。住民の生活環境への影響を、最小限に食い止めるような具体案を明示してください。市道五一〇六号線出口一の右折誘導を、出口利用時間中は誘導員を配置し遵守させてください。富士見ニュータウン住宅地内道路が、来店・帰宅車両の抜け道進入、渋滞う回路になり、住民が交通事故に遭う危険性があります。出口一から絶対に車が左折できない具体策を明示してください。

自転車走行車の安全環境を守ってください。二五四バイパスは、県が推奨する「自転車みどころスポットを巡るルート一〇〇」で、指定されている人気のコースです。多数のサイクリング愛好者が、土日、平日を問わず楽しんでいきます。愛好者・市民が交通事故に遭わないよう、安全対策を確保してください。

(2) 開業後に騒音・臭気・交通量調査等を行い、届出書の推計と差異が生じ住環境に影響がある場合、速やかに改善してください。

届出書の交通量調査は、現実を反映していません。市道五一三七号線、市道五一〇六号線の交差点は無視されています。納得できる資料を提示してください。

二五四バイパス新設交差点一の交通量推計は、再度行ってください。本交差点は現在まで、一方通行出口であり、完成後の評価結果の信頼性はありません。また、届出書の交通量推計は、「設置者の既存店舗の実績により推計した」とありますが、本件に類似店舗のデータを流用するのは、説得性が無く乱暴です。他者のデータ流用でなく、設置者として責任ある調査を約束し、近隣住民への説明を誠実に行ってください。

市道五一三七号線は、出入口三箇所設定していながら、交通量推計でも一切無視しています。さらに、一年前の県「平成二十二年度道路交通センサス」調査の実施結果との、刷り合わせも見られません。埼玉県の大規模小売店舗立地法の周辺住民への影響について、設置者としての誠意が感じられません。開業後の周辺交通量調査を指示して、富士見ニュータウン住民の生活環境への影響を、最小限に食い止めてください。

五月に富士見ニュータウン住民宅のテレビ電波障害が、発生しています。

工事原因と知らず、家電業者に修理発注した方、買い替えを検討した住民もありました。電波障害・騒音調査についても、開業後の調査を指示し、巨大商業施設からの生活環境への影響を最小限にしてください。

二 縦覧期間

平成二十六年七月十五日から平成二十六年八月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター